

令和元年9月20日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和元年度9月期）

総務省は、令和元年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月20日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

25,244百万円

2 現金交付

令和元年9月27日（金）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：柴田理事官・黒田係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

令和元年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	587	545
2 青森	159	78
3 岩手	177	88
4 宮城	218	242
5 秋田	142	70
6 山形	192	96
7 福島	268	131
8 茨城	356	179
9 栃木	235	117
10 群馬	380	190
11 埼玉	809	534
12 千葉	626	416
13 東京	1,352	675
14 神奈川	640	897
15 新潟	202	197
16 富山	137	68
17 石川	139	69
18 福井	89	44
19 山梨	126	62
20 長野	319	154
21 岐阜	237	117
22 静岡	569	600
23 愛知	950	794
24 三重	208	105
25 滋賀	164	82
26 京都	188	232
27 大阪	858	864
28 兵庫	686	537
29 奈良	158	76
30 和歌山	102	49
31 鳥取	64	30
32 島根	90	44
33 岡山	188	195
34 広島	255	257
35 山口	174	86
36 徳島	109	54
37 香川	158	79
38 愛媛	163	81
39 高知	88	41
40 福岡	664	738
41 佐賀	174	87
42 長崎	180	90
43 熊本	162	177
44 大分	166	83
45 宮崎	238	118
46 鹿児島	256	127
47 沖縄	170	83
合計	14,567	10,677

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

